

○財務省告示第三百八十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年十一月五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月六日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二

十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項並びに特

三 法律及びその 別会計に関する法律（平成十九

年法律第二十三号）第四十七条

四 及び第六十二条第一項

五 社債、株式等の振替に関する法

六 律（平成十三年法律第七十五号）

七 以下「振替法」という。）の規定

八 の適用を受けるものとし、その

九 振替機関は日本銀行とする。

十 価格を競争に付して行われる入

十一 札（以下「価格競争入札」とい

十二 う。）による発行（以下「価格競

十三 争入札発行」という。）は、価格競

十四 争入札と同時に行われる入札で

十五 あつて、価格競争入札において

十六 定められた利率をその利率と

十七 し、価格競争入札において募入

十八 の決定を受けた各申込みの応募

十九 価格を募入額により加重平均し

二十 て得られる価格をその発行価格

二十一 とするものによる発行（以下「非

二十二 競争入札発行」という。）は、価格

四 発行方法

三 振替法の適

用等

十
三
二

の 経 利 入 価
払 過 札 格
込 利 発 競
み 子 率 行 争

(一) 年 ○・八パーセント

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{46}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

十
四

初
期
利
子

額)を控除することができる。ける者又は外国税人が適用を受けた金額は、前記(一)の算式による算出した金額に、非居住者が非居住者として所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

平成二十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}}$$

二十	十九	十八	十七	十六						十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限					後の第二期利息
平成二十四年十一月五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額につき百円	平成三十四年九月二十日	利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する	を支払うし、各支払期におい	を	毎	年三月二十日及び九月二十日